

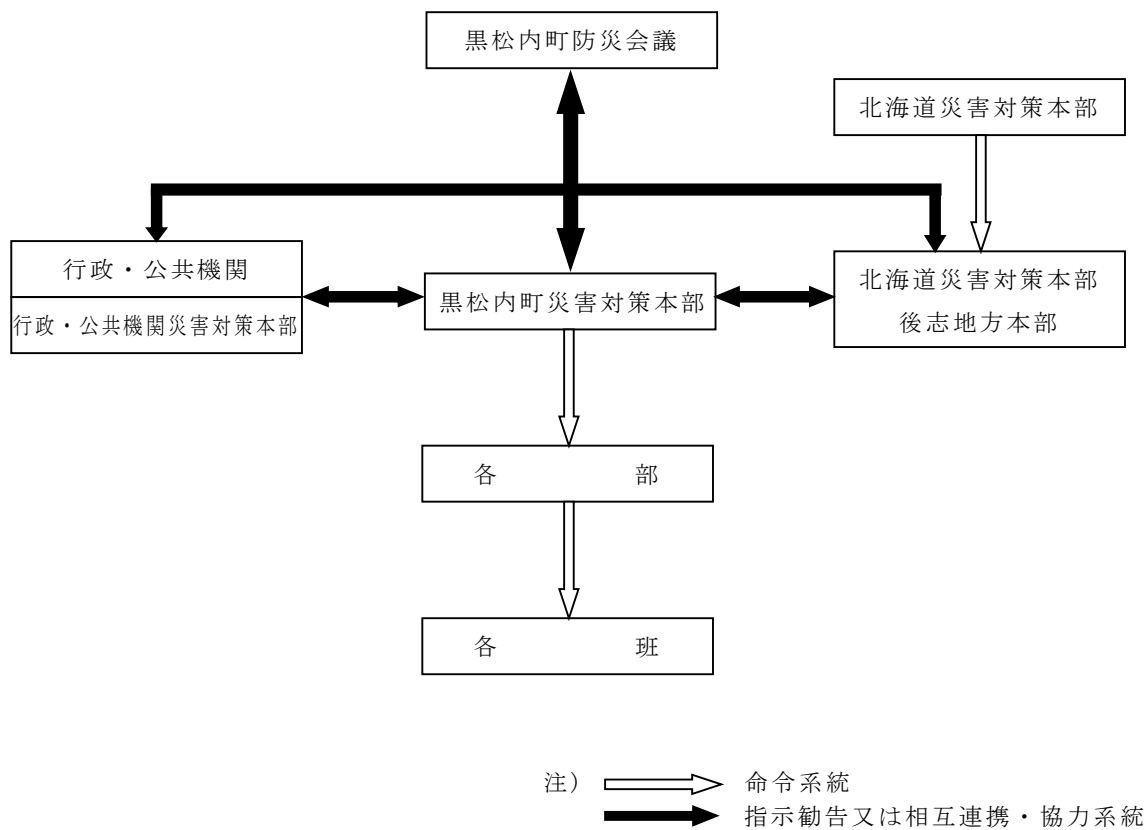
第2章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章において防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

黒松内町の地域における防災行政を総合的運営するための組織として黒松内町防災会議があり、災害時各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施するものとする。

その系統を図示すると次のとおりである。

【黒松内町の地域における防災体制図】

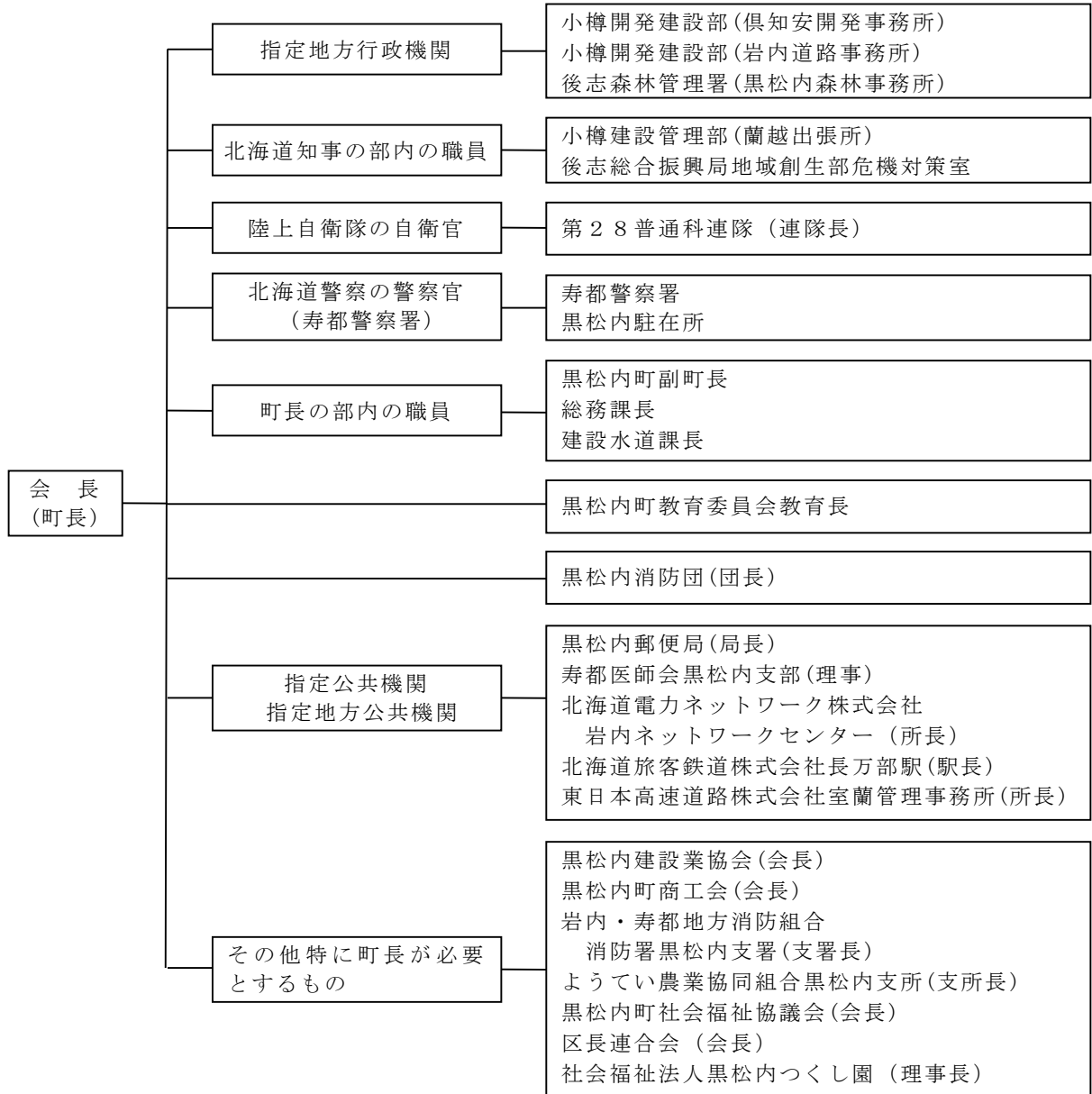


第1節 防災会議

基本法第16条の規定により、黒松内町防災会議を設置し、黒松内町地域防災計画の策定及びその実施の推進を図るものとする。防災会議は、町長を会長として、黒松内町防災会議条例（昭和37年12月27日条例第12号）第3条第5項に定める者を委員として組織する。

1 防災会議の組織及び構成

防災会議の組織及び構成は、次のとおりとする。



2 運 営

黒松内町防災会議条例及び黒松内町防災会議運営規定の定めるところによる。

3 防災会議の所掌事務

黒松内町防災会議条例の規定に基づき、次の事務をつかさどる。

- (1) 黒松内町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

第2節 災害対策本部

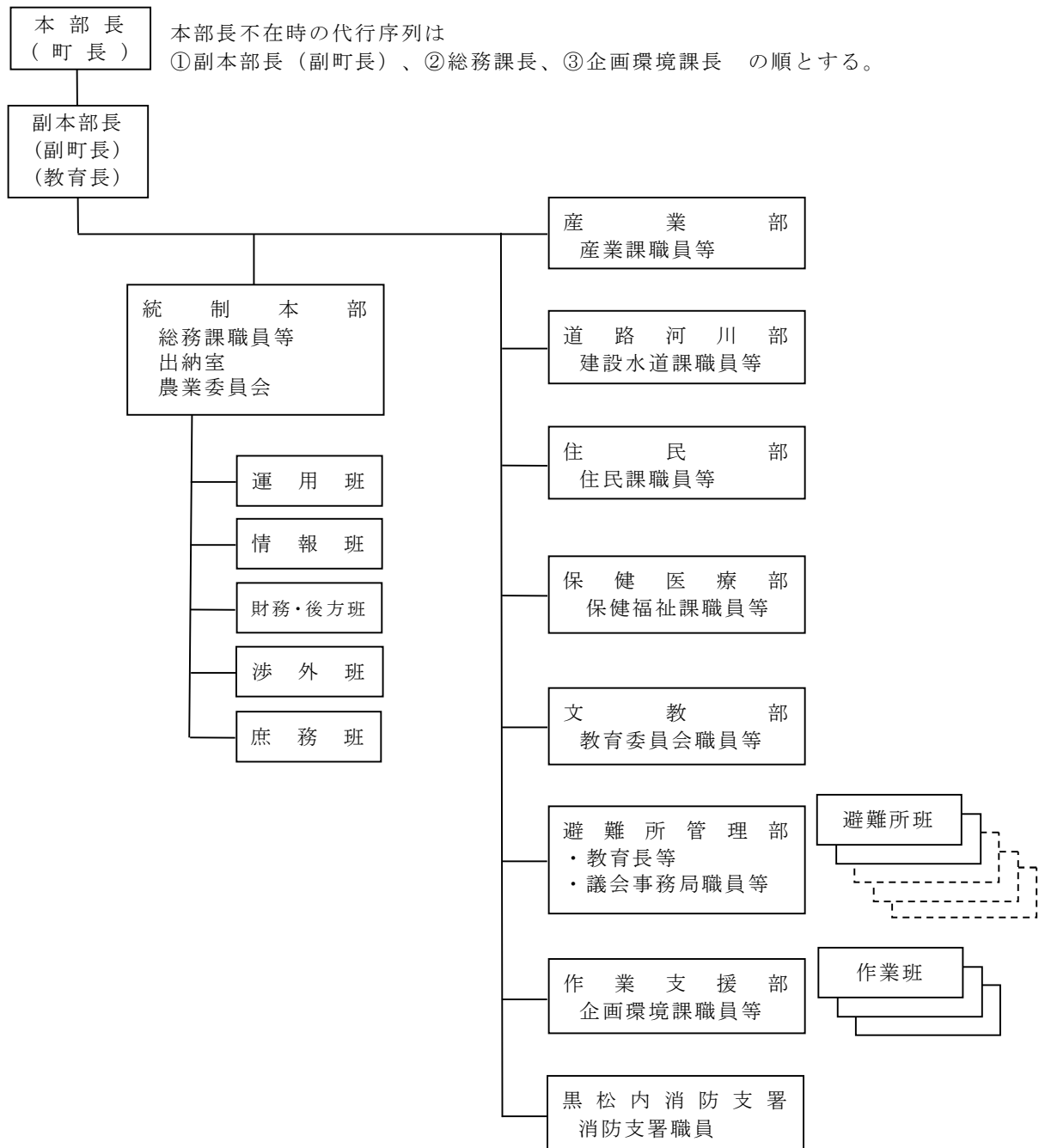
町長は、黒松内町の区域内で災害発生のおそれがあると認められる段階で、基本法第23条に基づき災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

1 組織

(1) 本部会議の構成員は、次のとおりとする。

本部会議	本部長（町長）、副本部長（副町長及び教育長） 各課長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育次長 各上席主幹、各主幹 消防支署長、消防副支署長、消防支署主幹
------	---

(2) 災害対策本部の組織は、次のとおりとする。



2 設置及び廃止

(1) 設置

町長は、基本法第 23 条第 1 項の規定により、次の各号の一に該当する場合に設置するものとする。

- ① 災害が発生するおそれがあるとき。
- ② 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ③ 気象・地象及び水象についての情報、又は警報を受け、非常配備の必要があると認められたとき。

(2) 廃止

町長は、災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、若しくは災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 通知、公表

町長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、庁内、関係機関、住民等に対し電話、広報車及び防災行政無線等の方法により通知・周知するものとする。

(4) 現地災害対策本部

町長は、災害対策本部設置の後、迅速・的確な災害応急対策を実施するため必要と認めるときには、被災現地に現地災害対策本部を設置できるものとする。

- ① 特に被害の甚大な地域があり、その対策が緊急を要するとき。
- ② 災害が発生した後、気象・地象及び水象についての情報により、以降も被害が拡大するおそれがある場合。

3 運 営

黒松内町災害対策本部の運営については、黒松内町災害対策本部条例（昭和 37 年 12 月 27 日条例第 13 号）の定めるところによる。

4 本部の所掌事務

本部の各部、班の所掌事務分担表は、次のとおりとする。

ただし、発災以降の避難所運営等において、相当数の職員の動員が予想されることから、別示される時期まで下記分担表に基づく所掌業務の他に避難所担当業務等を兼務することがある。また、活動の終始を通じ感染症対策の徹底に留意するものとする。

部名	班名	所 掌 事 務
統 制 本 部	運 用 班	1 被害状況（住民避難、河川・道路、インフラ等）の把握に関すること 2 災害対策本部各部の活動状況把握及び連絡・調整に関すること 3 災害対策本部（各部）の運用構想作成に関すること 4 各種会議資料の作成に関すること 5 後志総合振興局間の調整・報告に関すること 6 支援機関（消防、警察、自衛隊）との調整に関すること 7 発生事象・活動等の時系列による記録・管理に関すること 8 人員・物資輸送の調整に関すること 9 ボランティア協働に関すること（社会福祉協議会と連携） 10 「被災宅地危険度判定士」の要請に関すること 11 その他、部長から示された事項
	情 報 班	1 気象・河川・道路情報等の情報収集・処理に関すること 2 防災行政無線、FAX 及び伝令による情報伝達に関すること 3 情報システム管理（Lアラート入力等）に関すること 4 その他、部長から示された事項

部名	班名	所 掌 事 務
統制本部	財政・後方班	1 被災者台帳の作成に関する事 2 (人的、住家、非住家) 被害の調査に関する事 3 応急対策に要する資材・物品の購入及び経理に関する事 4 応急対策に要する資金計画に関する事 5 被災者の税減免についての資料収集・証明に関する事 6 災害予算・決算に関する事 7 避難所要望集計・発注及び支援物資に関する事 8 その他、部長から示された事項
	渉外班	1 関係部外機関との調整に関する事(支援機関・業者を除く。) 2 報道対応全般に関する事 3 電話・メール等対応及び取次に関する事 4 町内のインフラ(電気)の被害状況把握・報告に関する事 5 その他、部長から示された事項
	庶務班	1 庶務業務全般に関する事 2 会議場準備・開催連絡に関する事 3 庁舎・集会所・避難所設備管理(情報システム除く。)に関する事 4 その他、部長から示された事項
産業部		1 農地・牧場地・農家・林野の被害状況把握・報告に関する事 2 上記に対する応急対策活動に関する事 3 農協・森林管理署との連絡・調整に関する事 4 へい獣処理に関する事 5 特産物手作り加工センター等の管理に関する事 6 その他、本部長から示された事項
道路河川部		1 町内のインフラ全般(道路・河川・上下水道)及び公住の被害状況把握・報告に関する事 2 上記に対する応急対策活動(重機調整・運用)に関する事 3 飲料水確保及び配布に関する事 4 「応急危険度判定」に関する事 5 「住家被害認定調査」に関する事 6 応急仮設住宅準備全般に関する事 7 その他、本部長から示された事項
住民部		1 町内の一般・町営住宅の被害状況把握・報告に関する事 2 上記に対する応急対策活動に関する事 3 住民名簿の準備に関する事 4 罹災証明書発行(道路河川部・統制本部と協同)に関する事 5 避難行動要支援者の掌握・移送支援に関する事 6 へい獣処理に伴う衛生指導に関する事 7 し尿・ゴミ処理対応に関する事 8 その他、本部長から示された事項
保健医療部		1 住民の安否確認(在宅避難含む。)に関する事 2 医療施設等の被害状況把握・報告に関する事 3 上記に対する応急対策活動に関する事 4 応急救護所・福祉避難所との連絡・調整に関する事 5 避難所の防疫指導・処置に関する事 6 検死・検案・遺体安置所の調整に関する事 7 医療班の編成・運用(巡回医療)に関する事 8 避難行動要支援者の掌握・移送に関する事 9 その他、本部長から示された事項

文教部		<ul style="list-style-type: none"> 1 文教・社会教育施設の被害状況把握・報告に関すること 2 児童・生徒の避難・誘導の指導に関すること 3 応急対策活動に協力する女性団体等との調整に関すること 4 被災児童の応急教育対策に関すること 5 被災児童への学用品支給に関すること 6 ブナセンター（キャンプ場合む。）管理に関すること 7 その他、本部長から示された事項
避難所管理部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> 1 （福祉避難所除く。）避難所運営全般統制に関すること 2 避難住民ニーズの集計・報告に関すること 3 各避難所勤務の調整に関すること 4 その他、本部長から示された事項
	各避難所班	<p>各班共通</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 避難所開錠に関すること 2 避難所内部準備に関すること 3 住民収容・掌握に関すること 4 非常食等配布に関すること（統制本部の統制による。） 5 避難住民ニーズの把握に関すること 6 その他、本部班長から示された事項 <p>※開設避難所の指定・開設は、統制本部の指示による。 ※避難所非開設の場合、各所属部に配置（統制本部の指示による。）</p>
	総合体育館・町民センター班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所開錠に関すること 2 避難所内部準備に関すること 3 住民収容・掌握に関すること 4 非常食等配布に関すること（教育長指示による。） 5 避難住民ニーズの把握に関すること 6 別命する時期に他避難所勤務として増援 7 教育次長以下4名は、文教部兼務 8 その他、本部（班）長から示された事項 <p>※避難所開設は、統制本部の指示による。 ※避難所非開設の場合、運用別示（文教部除く。）</p>
作業支援部	本部班	<ul style="list-style-type: none"> 1 統制本部及び各対策部からの支援要求管理に関すること 2 各作業支援班の運用に関すること 3 統制本部への資器材要求に関すること 4 町の商工施設の被害状況把握・報告に関すること 5 上記に対する応急対策活動に関すること 6 町内のインフラ（通信）の被害状況把握・報告に関すること 7 その他、本部長から示された事項
	作業班×3	<ul style="list-style-type: none"> 1 本部班指示に基づく支援作業に関すること 2 その他、本部班長から示された事項

部名	所 掌 事 務
黒松内 消防支署	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における被害状況調査及び応急対策に関すること 2 災害時における被害拡大防止対策に関すること 3 住民の避難誘導に関すること など

5 配備体制

(1) 本部は、災害時において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後にかかる応急対策を迅速かつ強力に推進するため、非常配備体制を整えるものとする。ただし、本部が設置されていない場合においても必要と認めるときは、非常配備の基準により、配備体制を整えるものとする。

(2) 非常配備の種別、配備内容、配備時期等の基準は、次のとおりとする

種 別	配 備 内 容	配 備 時 期
第1非常配備	特に関係ある課の少人数で、各地区の情報収集及び連絡調整等が円滑に行いうる体制を取る。(別紙1) 状況に応じ、次の非常配備体制に円滑に移行しうる体制とする。	1 気象業務法に基づく気象・地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき 2 震度4の地震が発生したとき 3 その他特に本部長が必要と認めるとき
第2非常配備	関係各課の所要の人員をもってあたるもので、直ちに応急対策活動を開始できる体制とする。	1 局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき 2 震度5弱及び5強の地震が発生したとき 3 その他特に本部長が必要と認めるとき
第3非常配備	災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの応急対策活動ができる体制とする。	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が甚大であると予想される場合において、本部長が非常招集を指令したとき 2 震度6弱以上の地震が発生したとき ※震度6弱以上の地震の際は、連絡を待つことなく、全職員自動的に登庁するものとする。 3 その他特に本部長が必要と認めるとき

別紙1 災害情報収集の体制図

